

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の被害調査の中の共済減収調査として実施したものであり、共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積を調査し、農業災害補償制度（農業共済）における損害の額について国が行う審査・認定の資料を作成することを目的としている。

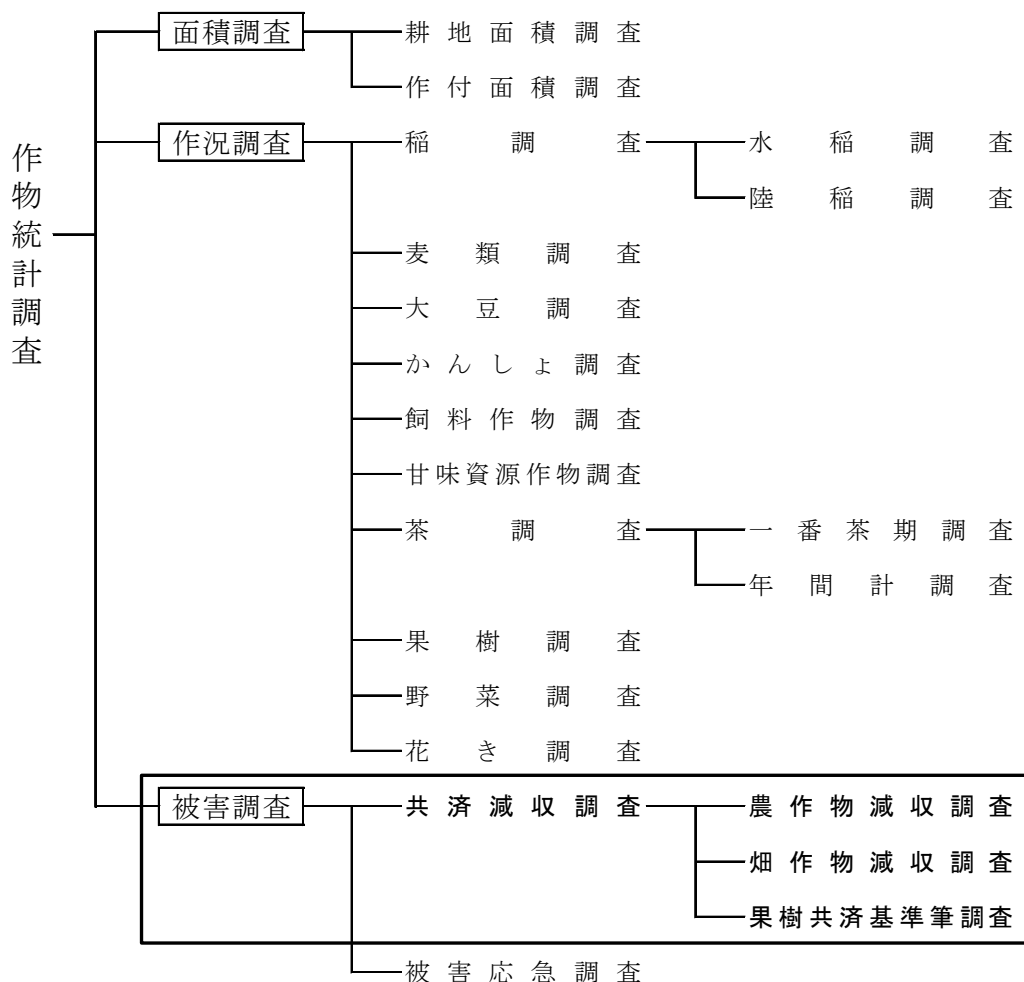
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系（太枠部分が公表した範囲）



(5) 調査対象

ア 水稻

(ア) 調査の対象

共済金額がおおむね50億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式及び半相殺方式により引き受けられている筆を対象とした。

(イ) 調査対象数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象数は次のとおりである。

作 物	共済引受方式	調査対象数			うち減収で あった数 (超過被害農家の筆数)
		計	減収標本 実測筆数	減収標本 見積り筆数	
水 稻	一筆方式	筆 52,687	筆 8,211	筆 44,476	筆 24,183
	半相殺方式	5,635	860	4,775	(19)

注：1 減収標本実測筆は、水稻収穫量調査における作況標本筆と共用している。

2 減収標本見積り筆は、減収標本実測筆と同一の単位区内から無作為に抽出した6筆とし、6筆未満の場合は当該単位区内の全ての筆とした。

イ 春植えばれいしょ

(ア) 調査の対象

共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、全相殺方式により引き受けられている農家の筆を対象とした。

(イ) 調査対象数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象数は次のとおりである。

作 物	共済引受方式	調査対象数	うち減収で あった数	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量
春 植 え ばれいしょ	全相殺方式	戸 40	戸 5	a	kg
				4,311,333	1,405,966,576

注：1 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度畑作物共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量は平成25年産の実績値であり、調査対象都道府県（北海道）の数値である。

3 調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

ウ 豆類

(ア) 調査の対象

調査対象作物ごとに共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている農家の筆を対象とした。

(イ) 調査対象数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象数は次のとおりである。

作 物	共済引受方式	調査対象数	うち減収で あった数	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量
大 豆	一筆方式	筆・戸 660	筆・戸 144	a	kg
	半相殺方式	170	53	223,704	3,682,114
小 豆	半相殺方式	100	36	2,085,532	54,639,449
いんげん	半相殺方式	80	22	722,372	13,906,266

注：1 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度畑作物共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量は平成25年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

3 調査対象数及びうち減収であった数の単位は、大豆の一筆方式が筆、それ以外は戸である。

4 半相殺方式は、調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

エ 果樹

(ア) 調査の対象

調査対象作物ごとに共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、半相殺方式（減収総合方式又は特定

危険方式）又は樹園地単位方式（減収総合方式又は特定危険方式）により引き受けられている農家の筆を対象とした。

(イ) 調査対象数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象数は次のとおりである。

作物	共済引受方式	調査対象数	うち減収であつた数	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量
		筆	筆	a	kg
みかん	半相殺方式 (減収総合方式)	360	112	247,464	53,130,207
指定かんきつ	半相殺方式 (減収総合方式)	110	17	30,720	4,274,779
りんご	半相殺方式 (減収総合方式)	250	108	71,303	15,166,098
	半相殺方式 (特定危険方式)	38	33	982,360	191,089,698
ぶどう	半相殺方式 (減収総合方式)	330	87	44,929	5,613,874
	樹園地単位方式 (減収総合方式)	55	2	11,322	1,154,992
なし	半相殺方式 (減収総合方式)	610	183	96,884	23,139,759
	半相殺方式 (特定危険方式)	95	92	34,421	8,451,137
	樹園地単位方式 (特定危険方式)	40	5	8,803	2,479,145

注：1 指定かんきつとは果樹共済において、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平を総称したものである。

2 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度果樹共済統計表』による。

3 共済引受面積及び共済基準収穫量は平成24年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

(6) 調査期日

収穫期に調査を実施した。ただし、果樹のうち特定危険方式にあつては暴風雨襲来直後に調査を実施した。

(7) 調査事項

共済基準減（増）収量及び共済基準減（増）収量に係る作付面積を調査した。

(8) 調査方法

ア 水稻

減収調査標本筆（水稻収穫量調査の標本筆と共用）に対する職員の実測調査及び巡回・見積りにより行った。

イ 春植えばれいしょ

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収調査標本筆に対する職員の実測調査により行った。

ウ 豆類

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収調査標本筆に対する職員の実測調査により行った。

エ 果樹

各都道府県の共済引受状況（品種又は栽培方法による区分の割合等）に基づき選定した果樹共済基準筆に対する職員の実測調査により行った。

(9) 統計値の作成方法

ア 水稻

調査事項について、減収標本実測筆・見積り筆結果及び巡回・見積り結果を集計して取りまとめを行った。

イ 春植えばれいしょ

調査事項について、減収調査標本筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

ウ 豆類

調査事項について、減収調査標本筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

エ 果樹

調査事項について、果樹共済基準筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

(10) 調査精度

各調査における実績精度を標本から推定した標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標とした項目の推定値）により示すと、次のとおりである。

ア 水稻

減収標本実測筆は水稻収穫量調査の標本筆と共用しているため、目標精度は設定していない。

イ 春植えばれいしょ（10 a 当たり収量）

北海道で3%であった。

ウ 豆類（10 a 当たり収量）

(ア) 大豆

一筆方式の青森県で7%、岩手県で6%、宮城県で5%、福島県で7%、新潟県で4%、富山県で6%、長野県で6%、滋賀県で5%、京都府で6%、兵庫県で4%、岡山県で6%であった。

半相殺方式の北海道で3%、秋田県で5%、山形県で5%であった。

(イ) 小豆

北海道で2%であった。

(ウ) いんげん

北海道で2%であった。

エ 果樹（10 a 当たり収量（なしの半相殺方式（特定危険方式）にあつては、減収割合が20%超であった筆の10 a 当たり減収率））

(ア) みかん

静岡県で7%、和歌山県で4%、香川県で7%、宮崎県で7%であった。

(イ) 指定かんきつ

和歌山県で5%、熊本県で7%であった。

(ウ) りんご

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で5%、福島県で5%、長野県で5%であった。

(エ) ぶどう

半相殺方式（減収総合方式）の新潟県で6%、山梨県で4%、長野県で6%、岡山県で4%、香川県で5%であった。

樹園地単位方式（減収総合方式）の島根県で3%であった。

(オ) なし

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で8%、福島県で3%、栃木県で3%、埼玉県で3%、千葉県で4%、東京都で5%、神奈川県で4%、新潟県で4%、長野県で5%、鳥取県で7%、福岡県で6%、大分県で9%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の愛知県で27%であった。

2 用語の解説

(1) 農業災害補償制度（農業共済）

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づいて国の農業災害対策として実施される公的保険制度をいう。

(2) 共済引受方式

ア 一筆方式

耕地ごとの減収量により損害を把握する方式である。

イ 半相殺方式

農業者ごとに被害のあった耕地の減収量により損害を把握する方式である。

ウ 全相殺方式

農業者ごとに耕地の増収分及び減収分を相殺した損害を把握する方式である。

エ 樹園地単位方式

果樹共済において、耕地（樹園地）ごとの減収量により損害を把握する方式である。

オ 減収総合方式

果樹共済において、気象上の原因による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による損害が共済の対象となる方式である。

カ 特定危険方式

果樹共済において、特定の災害（最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨等）による損害が共済の対象となる方式である。

(3) 共済金額

被害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額である。

(4) 共済基準収穫量

その年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通に行われたときに得られる、いわば平年の収穫量であり、筆ごとに定められ、被害があったとき、損害評価や支払共済金の額の算定の基準となるものである。

(5) 共済基準減収量

被害筆について、当該筆の収穫量が当該筆の共済基準収穫量を下回った数量をいう。

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

統計数値については、下記の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁以下 (100以下)
四捨五入する桁数（下から）		2桁	1桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	12,345	1,234	123
	四捨五入した後（統計数値）	12,300	1,230	123

(2) 本書に掲載した表中の記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 普通作物統計班

代表：03-3502-8111 内線3682

直通：03-3502-5687

FAX：03-5511-8771

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

代表：03-3502-8111 内線3680

直通：03-6744-2044

FAX：03-5511-8771